

二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討

2019年8月2日
資源エネルギー庁

第8回ガスWGでの議論概要 1/2

- 第8回ガスWGでは委員等から、二重導管規制に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

現行制度の実績評価について

- 2020年以降の新制度を考える際には、現行のルールが妥当だったか否かということ、虚心坦懐に検証すべき。獲得需要規模が想定されたほど伸びていないが、2017年度の実績値も早く出してもらいたい。
- 全国一律ではなく地域ごとに、今回の制度によって需要がどの程度伸びてきたのかというところを明確にした上で議論を開始したほうがよい。また、制度設計によって託送費用を上げない、ということをお前提としておかなければならない。本来託送費用が下げられたのに、逸失利益が発生しないかどうか、という点も議論する必要がある。
- この3年間で、託送料金及び逸失利益はどういう動きを見せたのか、データを示されたい。また、スイッチングが起きていないところでガス料金の低下という形でメリットが現れているところはないか。
- 導管総延長の延伸によってどの程度ガス量が増加したのか。4.5%以上需要量が増えているのであれば超過分は競争原理にさらす。導管の総延長よりも、ガスの需要量の増加が、重要な判断材料になり得ると考えるため、当該データを長期的に、時系列で出していきたい。

ネットワーク需要の4.5%という数字について

- 未熟調ガスは、小売競争の活性化、顧客選択肢の拡大、産業競争力強化の観点から需要家への大きなメリットが潜在的にある。4.5%は新規参入者が営業の予見性を高めるための残量開示の基準あるいは目安にとどめ、4.5%を超える需要に対しても本当に託送料金が値上がりする状況でなければ、需要の獲得を許容するという考え方もあるのではないか。【オブザーバー】

繰り越し可否について

- 繰り越し可否については、新規参入者の予見可能性に十分に配慮して制度を設計していただきたい。特に、上限の引き下げは著しく予見可能性を損なうこととなるため反対。追加の検討事項の書きぶりから予想される事務局案は合理的になると考えられる。繰り越し可否については、①4.5%に対応するものを認めた上で、今後3年間の積み増し部分はエリアごとの需要で見ると、②4.5%を下回らない限りにおいて、エリアごとの伸び率を2017年から3年と、2017年から6年で計算した値のうち大きい方をとるという選択肢もあると考える。

第8回ガスWGでの議論概要 2/2

- 第8回ガスWGでは委員等から、二重導管規制に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

2020年以降の制度設計について（総論）

- 新規参入者の予見可能性を確保するためにも、獲得可能量の残量開示の仕組みはしっかりと作るべき。新規参入者が国に質問し、国が回答する形がよいのではないか。
- 3年前から主張されていたことだが、3年間は暫定的に規制をかけたとしてもその後は規制しないで自由にやる、という選択肢、即ち上限を設定せず、利益阻害性があることが確実な場合のみ例外的に規制をかけるという選択肢も議論すべきではないか。熱量バンド制が導入され、未熱調のガスを別導管で流すことの意味が小さくなるのであれば、未熱調のガスを流すための導管投資に一定の規制をすることは合理的。他方、バンド制を採用しないのであれば、上限撤廃を検討してはどうか。
- 2020年度以降の二重導管規制については、一般ガス導管の需要の拡大が、特定ガス導管事業だけの恩恵になるのではなくて、一般ガス導管をお使いの多くのお客様の託送料金やガス料金の低減にもつながる仕組みとなるよう、検討してほしい。【オブザーバー】
- 2020年以降、制度を有限でチェックするのか、無限に変えないでいくのか年限の設定を議論すべき。
- 追加検討事項の事務局案に異論はない。既存導管から供給を受ける需要家の利益阻害性に関して、エリアごとの実態を反映した既存需要家側への影響を検証し、許容量の適性を担保することが重要。また、需要の伸びと獲得可能量が平行で動く場合に、導管投資インセンティブをそがないための配慮も必要。
- 追加検討事項の事務局案に異論はない。需要家の利益阻害性の有無は、託送料金の値上げが行われるか否かという点に限った話なのか、もう少し広く考えるべきなのかの検討が必要。
- 3年前に二重導管規制は日本全国にガス導管網を増やしていくための手段として位置づけるという視点もあった。3年前に国として延伸率の目標をどう考えていたか、今後の需要に関して国としてどのような目標を掲げているかということも示していただきたい。

二重導管規制の見直しの前提の議論

- 第8回ガスWGでは委員から、二重導管規制の見直しを具体的に議論する前に、現行制度を暫定的に3年間運用した後は、需要家の利益阻害性の判断基準である3年で4.5%という上限規制を撤廃し、二重導管の敷設を規制せず、利益阻害性があることが確実な場合に限り例外的に規制の対象とするという選択肢についてまず議論すべき、という意見が示された。
- 二重導管規制の趣旨は、既存導管網の効率的活用を図り、一般ガス導管事業者の供給区域内の導管利用コストの上昇を抑制するとともに、効率的な導管網形成を促すことにある。
- 二重導管規制を撤廃するという選択肢を採用した場合、託送供給不可能ガスを供給するための特定ガス導管敷設の投資を促進することとなる。これにより、既存導管網の需要が脱落し、既存導管網の稼働率が低下することが考えられ、結果として、一般ガス導管事業者の供給区域内の導管利用コストの上昇や、既存需要家の利益阻害につながる蓋然性が高まると考えられる。そのため、一定の規制を設けることが適切ではないか。
- また、現在、本WGにおいて、熱量バンド制の導入是非に関する議論を継続していることから、その動向等にも留意しつつ、2020年度以降の二重導管規制の内容について検討を深めることとしてはどうか。

【第8回WGにおける松村委員ご発言】

まず、事務局の整理ですが、論点がこう出されているのですが、私は重要なオプションが一つ抜けているのではないかと。それを採用するのがいいかどうかは別として、3年前のときにも言われた、今もオブザーバーの方がおっしゃったのはそういうことなのかも知れないのですが、そもそも規制は、3年間は暫定的でやったとしても、その後はもう規制しないで自由にやらせるという選択肢。つまり、上限を設けるのは止めて、利益阻害性が本当にあることが確実なときだけ例外的に止めるというルールだってあり得ることは、3年前の時点でも議論されていた。そうすると、ここで持ち越すかどうかだとか、情報を開示するかどうかということ、もしそのオプションをとるのだとすると、ほとんど無意味になると思います。これは少なくとも一つの選択肢としてはあり得る話だし、それは3年前から主張されていたことだと思います。

現行制度の実績評価について 1/3（事業者ごとのネットワーク需要の伸び率）

- 前回のWGにおいて委員から、「全国一律ではなく地域ごとに二重導管規制によって需要がどの程度伸びてきたのかを明確にした上で議論を開始したほうがよい」と意見があったところ、平成28年度までの全一般ガス導管事業者の需要の伸び率（対前年比）及び平成30年度までの大手4者ごとの需要の伸び率（対前年比）は下記の通り。

年度ごとにみた全一般ガス導管事業者のネットワーク需要の伸び率（％）

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
6.86	▲3.64	▲1.33	5.03	2.35	0.73	0.94	1.12	▲1.12	2.74	

※ 第30回ガスシステム改革小委員会資料3と同様に、ネットワーク需要（連結託送量も含む）をもとに計算。

出典：ガス事業生産動態統計調査

年度ごとにみた大手4者ごとのネットワーク需要の伸び率（％）

	H18年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
Aガス	6.56	▲3.31	▲3.23	2.29	2.37	3.20	2.24	5.61	▲0.62	1.99	1.23	▲1.17	
Bガス	1.54	▲5.78	▲2.39	3.88	4.27	▲1.76	0.04	▲3.22	▲2.37	7.13	▲0.34	▲4.43	
Cガス	5.20	▲6.74	▲1.55	7.57	0.69	▲0.15	0.86	▲0.88	▲2.80	2.24	3.07	▲1.50	
Dガス	4.03	▲4.66	▲0.38	5.80	▲0.48	0.28	2.52	2.03	▲3.05	▲0.09	4.19	▲2.43	

【供給区域ごとの平均伸び率（年）】

Aガス	1.43%
Bガス	▲0.29%
Cガス	0.50%
Dガス	0.65%

※ 個社提供データを元に資源エネルギー庁にて作成。
 ※ ネットワーク需要（連結託送量も含む）をもとに計算。

※ 具体的な伸び率の計算方法は、p14「ネットワーク需要の算定期間」で検討事項例として挙げている通り、今後詳細な検討を進めることとする。左表の伸び率は今回の議論のために試算した参考値。

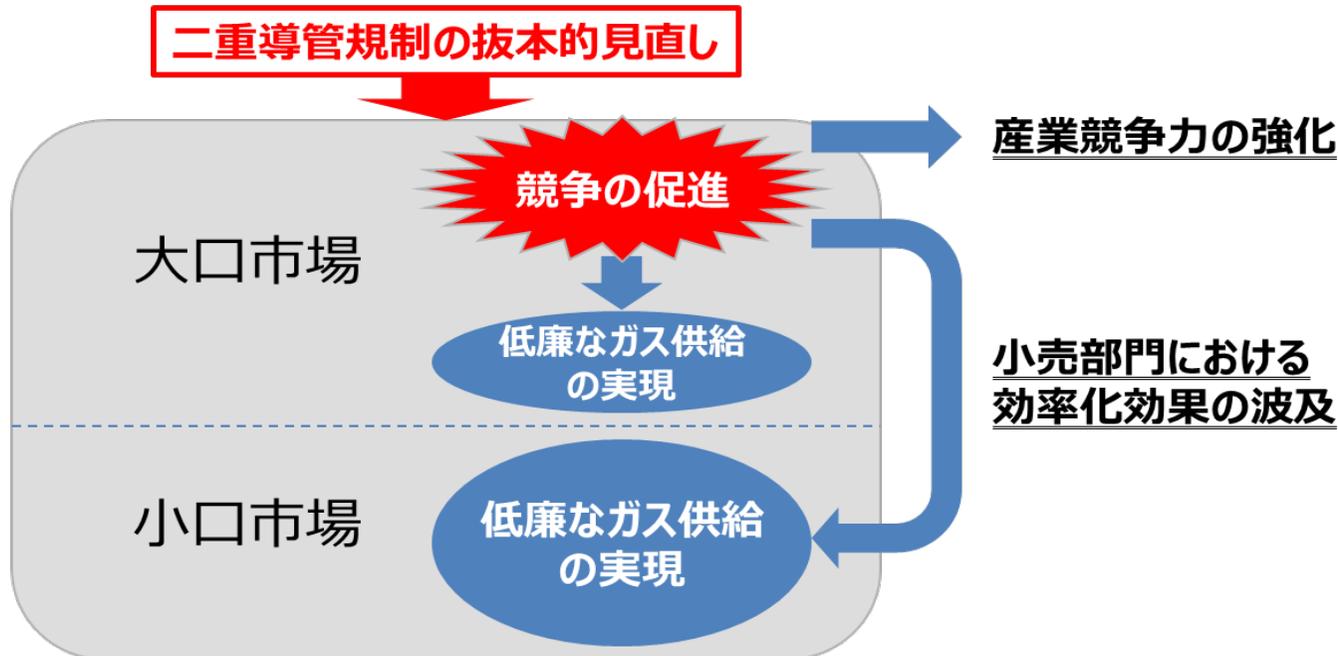
現行制度の実績評価について 2/3（新たな導管の敷設による逸失利益について）

- 二重導管規制は、特定ガス導管事業の供給地点が一般ガス導管事業者の供給区域に含まれる場合に、当該特定ガス導管事業によりガスの使用者の利益が阻害されるおそれの有無を国が審査し、おそれがあると認められる場合には、特定ガス導管事業の届出内容に係る変更又は中止の命令を可能とする制度である。
- このような特定ガス導管事業を認めない場合、ネットワーク需要の伸びが一般ガス導管事業者の託送料金の値下げ原資となり、これが当該供給区域内の需要家の利益を増進するという考え方もあり得る。
- しかしながら、現在の制度は、第30回ガスシステム改革小委員会において、
 - ①大口需要家の獲得競争を促進し、旧一般ガス事業者の小売部門を含むガス小売事業者の一層の効率化を進展させることによる、直接の恩恵を受けない小口需要家への低廉なガス供給の実現
 - ②低廉な託送供給不可能ガスの大口需要家への供給を実現することによる我が国の産業競争力強化の達成を目的として設計されたものである。
- 現行の運用においては、「需要家の利益阻害」である託送料金の値上げが行われないことを前提に判断が行われ、実際に需要が獲得された供給区域において託送料金の値上げはなかった。今般の制度見直しにおいても、その前提を維持しつつ、上記①及び②の達成を目的として、需要家の利益を増進していくのはどうか。

1 ② 二重導管規制の抜本的な見直しによって達成すべきものについて

- 二重導管規制に係る変更命令・中止命令の現行の判断基準については、これを抜本的に見直すこととしているが、これによって**達成すべきものは以下のとおり**である。
 - ① 需要家の利益を阻害しない範囲内で、**大口需要家の獲得競争を促進し、現在の一般ガス事業者の小売部門を含むガス小売事業者の一層の効率化を進展させることにより、二重導管規制の見直しに伴う直接の恩恵を受けない小口需要家に対しても低廉なガス供給がなされること。**
 - ② **低廉な託送供給不可能ガスを必要としている大口需要家に対して当該ガスの供給が実現することにより、我が国の産業競争力を強化すること。**

二重導管規制の抜本的見直しによる効果のイメージ



1 ③ 需要家の利益阻害の考え方について

- 前述のとおり、第26回の本小委員会においては、都市ガス大手3社のネットワーク需要については、今後も毎年度、1%超の伸びが想定されることから、ガス導管事業者は毎年度、ネットワーク需要の一定割合（例えば、1%の半分である0.5%）に相当する「既存需要」を獲得することを認めることを提案したところ。
- 他方、以下の理由により、「ガス導管事業者は、ネットワーク需要の伸びの半分に相当する既存需要しか獲得できない。」という考え方については、これを採用しないこととしたい。
 - ①前頁でお示したとおり、二重導管規制の見直しにより、大口需要家の獲得競争が促され、現在の一般ガス事業者の小売部門を含むガス小売事業者の一層の効率化が進展すれば、全ての需要家の利益が増進されることになること。
 - ②「需要家の利益阻害」とは、託送料金の値上げが実際に行われることと考えるべきであるところ、ガス導管事業者が、ネットワーク需要の伸びに相当する既存需要を獲得したとしても、理論上は託送料金の値上げが行われることはないこと。(注1) (注2)

(注1) 託送供給不可能ガスに係る判断基準としては、新規需要であれば、ガス導管事業者による当該ガスの供給を何らの制限なく認めることとしたところであり、上記の考え方は、この考え方とも整合的である。

(注2) 「ネットワーク需要の伸びの半分」という考え方を採用した場合、その伸びのうち、一般ガス導管事業者に帰属する部分が託送料金の値下げ原資となり、これが需要家の利益を増進するという考え方もあり得るが、今回の考え方は、上記①の効果を最大化させることにより、需要家の利益を増進していくというもの。

現行制度の実績評価について 3/3（小売料金への影響及び託送料金の推移）

- 現行制度開始（2017年4月1日）以降の時期における、新規参入者による特定ガス導管の敷設がそれぞれの供給区域で小売料金に与えた影響に関する各社のコメントは以下の通り。
- 現行制度開始以降、大手4者の託送料金は、大阪ガスが託送供給料金の平均約0.5%引き下げを実施したが（2019年）、その他3者においては託送料金の変動はなかった。

各社のコメント

【A社】
旧一般ガス事業者

- ✓ 湾岸エリアで競争により価格値下げが進んでいるものの、内陸を含めた全体でも、それと同等以上に価格値下げが進んでいる。

【B社】
旧一般ガス事業者

- ✓ 二重導管規制緩和の影響により、供給区域内で、二重導管対象需要の方が著しく価格競争が進んだという事実はない。

【C社】
新規ガス小売事業者

- ✓ 現在特定ガス導管事業で供給を行っている需要家について、供給開始前後で値下げ効果が生じている。また、自営導管敷設域の近傍で競争し、結果的に失注した需要家についても同等以上の値下げ効果が生じていると推定している。

【D社】
新規ガス小売事業者

- ✓ 二重導管規制緩和対象需要家に対して、未熟調ガスによる入札を2年連続で実施している。需要家から「規制の緩和によりガス供給の競争力が高まっていることは確かであり、今後も規制緩和の拡大を希望する。」との意見があった。

2020年度以降の二重導管規制に関する検討事項

- 第8回WGで示した検討事項について、検討を深めることとしたい。

(参考) 第8回ガス事業制度検討WG (2019年6月5日) 資料5 事務局資料より抜粋

2020年度以降の二重導管規制に関する検討事項例

- 2020年度以降の二重導管規制の検討に当たっては、例えば下記の事項を扱うこととしてはどうか。

例示済みの検討事項

- ① 2017-2019年度間の獲得可能量の残余分の、2020年度以降への繰越可否
- ② 需要家の利益阻害性に関する厳格な審査を前提とした、獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否

追加の検討事項例

- ③ 獲得可能量の残量開示の可否
 - 現在は、特定ガス導管事業者等が公開情報から獲得可能量を推定しており、正確な獲得可能量とその残量を把握できていない。一部事業者からは、営業活動を円滑に進めるため、残量開示の仕組みを求める声がある。
- ④ 獲得可能量の設定を、全国一律ではなく一般ガス導管事業者の供給区域ごとにする妥当性
 - 現行の全国一律設定方式だと、供給区域における実際の需要増以上に獲得可能量が設定される場合がある。
- ⑤ 獲得可能量の設定における連結託送供給量の取扱い
 - 3年度・4.5%ルールネットワーク需要の伸び率は、連結託送供給分も含んで算定されている。他方で、小売託送料金の算定式では、分母の需要量に連結託送供給量が含まれていない。
- ⑥ 供給区域外へ突出した導管需要の取扱い
 - 供給区域内の導管網と一体で運用される、供給区域外へ突出した一般ガス導管事業者が特定ガス導管事業の用に供する導管（通称「ヒゲ導管」。）での託送供給量は、供給区域内の小売託送供給量と合わせて、小売託送料金の算定式の分母に計上されている。しかし、当該導管の供給地点は供給区域外にあることから、既存需要を獲得しようとする特定ガス導管事業の届出が行われても、当該届出がガス事業法上の変更・中止命令の対象とならないため、獲得可能量を超えた需要獲得が行われる可能性がある。

③獲得可能量の残量開示 / ④獲得可能量の区域設定

● ③獲得可能量の残量開示の可否

- 現在は、特定ガス導管事業者等が公開情報から獲得可能量を推定しており、正確な獲得可能量とその残量を把握できていない。一部事業者からは、営業活動を円滑に進めるため、残量開示の仕組みを求める声がある。
- 特定ガス導管事業者等の予見可能性を確保するため、獲得可能量の残量を開示することとしてはどうか。開示の方法としては、事業者が国に照会し、照会に応じて国が回答する形としてはどうか。

● ④獲得可能量の設定を、全国一律ではなく一般ガス導管事業者の供給区域ごとにする妥当性

- 現行の全国一律設定方式を採用すると、一般ガス導管事業者によっては、供給区域における実際の需要増以上に獲得可能量が設定される場合がある。
- ガス事業法第72条第5項においては、「一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無に応じて変更・中止命令の可否が判断されることとなっている。また、託送料金は一般ガス導管事業者の供給区域ごとに算定することも認められている。
- これらを踏まえ、一般ガス導管事業者の供給区域ごとに獲得可能量を設定することとしてはどうか。

【ガス事業法抜粋】

(事業の届出)

第七十二条 (略)

2～4 (略)

5 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6～9 (略)

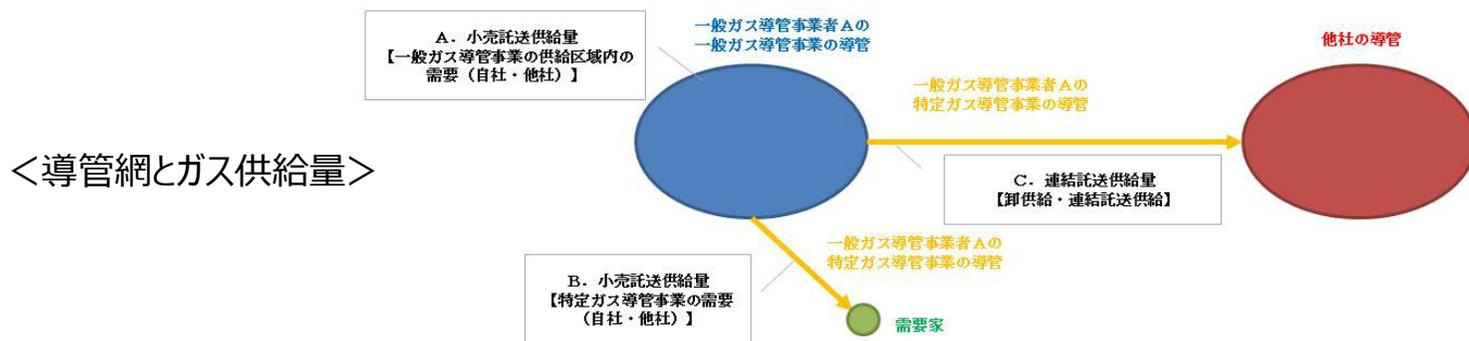
⑤連結託送供給量の取扱い / ⑥供給区域外へ突出した導管需要の取扱い

● ⑤獲得可能量の設定における連結託送供給量の取扱い

- 3年度・4.5%ルールネットワーク需要の伸び率は、連結託送供給分も含んで算定されている。他方で、小売託送料金の算定式では、分母の需要量に連結託送供給量が含まれていない。
- 託送料金制度の算定方法と整合的にするため、獲得可能量の設定において、連結託送供給量はネットワーク需要に含めないこととしてはどうか。

● ⑥供給区域外へ突出した導管需要の取扱い

- 供給区域内の導管網と一体で運用される、供給区域外へ突出した一般ガス導管事業者が特定ガス導管事業の用に供する導管（通称「ヒゲ導管」。）での託送供給量は、ガス事業法第47条に基づき供給区域内の小売託送供給量と合わせて小売託送料金の算定式の分母に計上されている。しかし、既存需要を獲得しようとする特定ガス導管事業の届出が行われても、当該届出がガス事業法上の変更・中止命令の対象とならないため、獲得可能量を超えた需要獲得が行われる可能性がある。
- 託送料金制度の算定方式と整合的にするため、獲得可能量の設定において、ヒゲ導管での託送供給量をネットワーク需要量に含めることを明確化としてはどうか。また、獲得可能量を超えた需要獲得が行われた場合、当該届出はガス事業法上の変更・中止命令の対象とならないが、次に供給区域内で利益阻害性を判断する際に、すでに獲得された需要量として算定に含めることとしてはどうか。



②獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否

- 獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否については、以下の理由から認めないこととしてはどうか。
 1. 託送供給料金の上昇という形で当該供給区域内の需要家の利益を阻害する蓋然性が高まる
 2. 託送供給料金が上昇しなかったとしてもより大きな逸失利益が当該供給区域内の需要家に発生する可能性がある
 3. 2017～19年の運用実績として、累積獲得量が獲得可能量の上限に達した一般ガス導管事業者の供給区域が存しない
- また、「ガス導管事業者による直接のガス供給を認めては、当該一般ガス導管事業者が、託送料金の審査要領において求められる効率化努力を行った場合においても託送料金が上昇することが見込まれる場合には、当該ガス導管事業者による直接のガス供給を認めない」という例外規定も、供給区域ごとに獲得可能量を設定することとするのであれば、理論上は託送料金の値上げが行われる蓋然性が低くなることから、認めないこととしてはどうか。

(参考) 第30回ガスシステム改革小委員会 (2016年3月31日) 資料5 事務局資料より抜粋

ガス導管事業者による既存需要の獲得に係る新たな判断基準のイメージ

<原則>

小売全面自由化後3年度間で、ネットワーク需要の4.5%に相当する既存需要の獲得が可能。

<例外>

ただし、ガス導管事業者による直接のガス供給を認めては、当該一般ガス導管事業者が、託送料金の審査要領(注)において求められる効率化努力を行った場合においても託送料金が上昇することが見込まれる場合には、当該ガス導管事業者による直接のガス供給を認めない。

(= 託送料金が実際に値上がりすることは回避。)

(注) 事前認可申請時の審査要領ではなく、小売全面自由化を実施する際に定めることとなる値上げ認可申請時には相当程度の効率化を求める旨を記載した審査要領。

①獲得可能量の残余分の2020年度以降の繰越可否及びあらたな二重導管規制のあり方

- 獲得可能量残余分の繰越を含めた、2020年度以降の二重導管規制のあり方については例えば以下のような考え方はどうか。
 1. まず、新規参入者の事業予見可能性を高めるため、特定ガス導管事業の届出による需要獲得時点を「届出時点」とすることを明確化する。
 2. 次に、一般ガス導管事業者の供給区域ごとに、統計を取ることができる2006年度から2018年度までのネットワーク需要の年平均伸び率を $a\%$ として、「3年 $3a\%$ 」を2020～2022年度の3年間の利益阻害性の判断基準（獲得可能量）とする。それ以降も、利益阻害性の判断は当該3年間の期間で想定される最新のネットワーク需要の伸び率で計算することとし、繰越はしない。
また、新規参入者の事業予見性を高めるため、新たな期間が始まる半年前（9月末）までに獲得可能量を国が求めに応じて開示することとする。
 3. その上で、2020～2022年度の3年間については現時点で制度が決まっておらず、上記の予見可能性確保策が整備されていないことから、予見可能性が低い。
今後、供給区域ごとに獲得可能量を算定することにより、エリアによっては、2020年4月に獲得可能量がきわめて小さく、0（ゼロ）となる供給区域も発生しうるため、特にこのようなエリアでは予見可能性が確保されているとは言い難い状況。そこで、供給区域ごとに獲得可能量を算定する制度に移行することにより、2020年4月からの獲得可能量が2017～2019年度の獲得可能量（4.5%）の残余分未滿となる供給区域においては、新規参入者の事業の予見可能性を考慮し、激変緩和措置として、2020～2022年度に限り、当該残余分を獲得可能量とする。

今後の検討事項例

- 今後、例えば以下の事項について検討を深めることとしてはどうか。

新制度の見直しの有無

- 事業者の予見可能性確保の観点からも継続的な制度とすることが望ましいと考えられるが、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化している中、熱量バンド制の議論や託送制度見直し等の動向も踏まえつつ、新たな制度開始後3年を目途に、本規制の運用状況（一般ガス導管事業者による導管の整備促進に悪影響を及ぼしていないか否か、託送供給不可能ガスに係る市場ニーズを満たしているか否か等（※））を確認することとしてはどうか。

（※）第30回ガスシステム改革小委員会において提示された制度の検証項目

ネットワーク需要の算定期間

- ガスシステム改革小委員会においても「可能な限り長期の採録期間を設定することが適当」とされているが、3年間の獲得可能量の算定根拠となるネットワーク需要の伸び率は直近何年分の平均とするべきか。

「届出」の判断基準

- 新規参入者の事業予見可能性を高めるため、特定ガス導管事業の届出による需要獲得時点を「届出時点」と明確化する場合、どのような書類が提出されれば「届出」が行われたと認定するに足るか。

ガスの供給実績がある既存需要に対する利益阻害性の評価

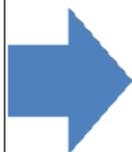
- 既存需要に対してガスの供給実績がある特定ガス導管事業者については、当該需要の規模が、当該特定ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める（利益阻害性の判断を行わない）こととしている。この運用において、ガスの供給実績がある既存需要の規模が、特定ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく増大した場合の扱いについてはこれまで明示的に整理されていなかったところ、需要規模が著しく増大した場合は、ガスの供給実績がある既存需要（利益阻害性の判断の対象外）を除いた部分に対して利益阻害性の判断を行うこととしてはどうか。

1 ⑤ 小売全面自由化後4年目以降の二重導管規制について

- 小売全面自由化後3年度間の二重導管規制については、前述の制度とする一方、**小売全面自由化後4年目以降の二重導管規制をどうするかが論点。**
- この点については、**小売全面自由化後3年が経過する日までに、**
 - ① 前述の制度が、**一般ガス導管事業者による導管の整備促進に悪影響を及ぼしていないか否か、**また、**託送供給不可能ガスに係る市場ニーズを満たしているか否か。**
 - ② 小売全面自由化後3年度間で、**ガス導管事業者がネットワーク需要の4.5%を獲得していない場合には、4年目以降に残余分を繰り越すことを認めるか否か。**
 - ③ 前述の制度は、**ガス導管事業者が獲得することができる既存需要について、ネットワーク需要の4.5%という上限値を設ける制度であるところ、厳格な審査を行った上で、需要家の利益が阻害されることが見込まれない場合には、上限値を超える既存需要についても、ガス導管事業者による供給を認めるか否か。**

などの観点から検証し、小売全面自由化後4年目以降の制度を検討することとしたい。

(注) いわゆる二重導管規制は、小売全面自由化後の一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者との関係を規律するものであるが、厳密には、旧簡易ガス事業者を含むガス小売事業者が自ら導管を敷設することにより、一般ガス導管事業者の導管ネットワークを通じてガスの供給を受ける需要家の利益が阻害されることがないかといった論点もあり得る。他方、こうしたガス小売事業者が敷設する導管は小規模であることが一般的であり、現時点では、特定ガス導管事業者によるものほど、当該需要家の利益を阻害することは想定されないことから、ガス小売事業者が行う導管敷設については、二重導管規制に係る判断基準の適用を受けないものとして整理する。(ただし、こうした導管が非常に大規模なものとなり、当該需要家に与える影響が無視できないものとなった場合には、どのような規制措置が適当かを改めて検討することとする。他方、この場合においても、LPガスを供給する旧簡易ガス事業者が敷設する導管の取扱いについては、留意が必要。)



- 他方、①リーマンショックの影響もあり、平成20年度の全一般ガス事業者のネットワーク需要も平成19年度に比して減少していることに加え、②データの採録期間には、リーマンショックや東日本大震災の発生が含まれているという状況下において、ネットワーク需要の伸びに係る最近のトレンドを把握するためには可能な限り長期の採録期間を設定することが適当である。
- この点、ネットワーク需要に係る統計を捕捉することができるのは平成18年度以降であることから、「平成18年度から平成26年度まで」の8年度間をデータの採録期間にすることとし、この期間における全一般ガス事業者のネットワーク需要の平均伸び率は1.51%であることから、「3年4.5%」を原則にするという前回の事務局提案については変更しないこととしたい。(注2)
- 加えて、累計ガス販売量 (= 都市ガス販売量速報) についても御指摘があったところであるが、これは一般ガス事業者の小売販売量のみを捕捉したデータであり、ネットワーク需要の一部を構成する卸供給量と託送供給量が含まれていないことから、今般の二重導管規制に係る議論の基礎とするデータとしては不適切である。
- このため、こうした意味においても、前回の事務局提案は変更しないこととしたい。

(注2) 平成27年度のガス事業生産動態統計調査の統計データが確定するのは、1年程度の期間を要する。

平成18年度から平成26年度までの全一般ガス事業者のネットワーク需要の平均伸び率

(単位: 1億 m^3 /46MJ)

	18年度	伸び率	19年度	伸び率	20年度	伸び率	21年度	伸び率	22年度	伸び率	23年度	伸び率	24年度	伸び率	25年度	伸び率	26年度	平均伸び率
総供給量	341.6	6.86%	365.0	-3.64%	351.7	-1.33%	347.1	5.03%	364.5	2.35%	373.1	0.73%	375.8	0.94%	379.3	1.12%	383.6	1.51%

1 ① 二重導管規制に係るこれまでの議論について

託送供給不可能ガスに係る判断基準

		新設導管・既設導管を用いたガス導管事業者によるガスの供給	
給区域内 業者Aの供給 一般ガス事業	一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要	△ (注1) ※原則、国が需要家の利益阻害性を評価。	
	新規需要	○ (注2)	

託送供給可能ガスに係る判断基準

		ガス導管事業者の導管		
		新設	既設	
一般ガス事業者Aの供給区域内	一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要	×	△ (注3) ※原則、国が需要家の利益阻害性を評価。	
	新規需要	一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がある	×	○ (注2)
		一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がない	○ (注2)	
		一般ガス事業者Aの導管と直着ではない	○ (注2)	

(注1) 当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める。(利益阻害性の評価は行わない。)

(注2) 「○」としている部分であっても、ガス導管事業者が新規需要を獲得できる保証はなく、単に一般ガス事業者と顧客獲得競争を行うことができるという意味合いにとどまる点に留意が必要。

(注3) 当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める。(利益阻害性の評価は行わない。) 他方、そうではない場合には、一般ガス事業者Aの供給区域内における「需要家の利益阻害性」を国が評価することとし、当該需要家の利益が阻害されないと認められる場合に限り、当該ガス導管事業者によるガスの供給を認める。なお、その他のガス導管事業者については、一般ガス事業者の既存導管網の有効利用を図る観点から、引き続きこれを認めない。